



16 福保健健第 345 号
平成 16 年 10 月 26 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課新開発食品保健対策室長 殿

東京都福祉保健局健康安全室長

中井 昌利



「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の提言について（要望）

日ごろより、都の食品衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 16 年 6 月 9 日に出されました「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の提言（以下「提言」という。）では、保健機能食品制度において「身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とする表示」（以下「身体の構造／機能表示」という。）を広く認める制度とすることが提案されております。これは、消費者の選択に資する情報提供という点において有用と考えますが、「身体の構造／機能表示」を広く認めただけでは、「健康に有効」「体にいい」といったあいまいな表示を行う「いわゆる健康食品」と称される食品群は市場に流通し続けると懸念されます。

また、事業者に対する監視指導や消費者への対応は、一義的に自治体が担うこととなり、提言に基づき制度が改正された場合、その対応に苦慮することが予想されます。

つきましては、今後の制度改正や基準の見直しの際、考慮していただきたい点を下記のとおり要望いたしますので特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 健康づくり及び疾病の予防には、栄養や生活習慣など様々の要因がかかわることを踏まえ、保健機能食品の表示において、適正な情報提供が行われるよう考慮されたい。
- 2 保健機能食品の表示は、有効性や作用機序等の科学的根拠レベルを明示するなど、より具体的な内容となるよう検討されたい。
- 3 「身体の構造／機能表示」を行う食品は、保健機能食品のみとなるよう本制度を規定する関係法令において必要な規定を設けることを検討されたい。
- 4 健康の保持・増進効果に関する表示は、薬事法と大きく関係があることに加え、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等、様々な法令がかかわっており、自治体における対応が困難な現状について十分配慮願いたい。